

## 新潟県条例第19号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定に基づき、<u>法人の県民税及び事業税の不均一の課税の措置並びに不動産取得税の課税の免除の措置を講ずることにより</u>、新潟県における産業の立地を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p><b>第1条の2</b> この条例において「<u>事業用家屋</u>」とは、次条第1項に規定する産業立地促進地域内において<u>事業の用に供する家屋（同項の規定による指定の日以後に新設又は増設の着手をしたもので、当該家屋その他規則で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）であって規則で定めるものの数（以下「増加雇用者数」という。）が3人以上となるもののうち規則で定める基準に適合するものに限る。）をいう。</u></p> <p><b>第2条</b> （略）</p> <p><u>(法人の県民税の不均一課税)</u></p> <p><b>第2条の2</b> 知事は、<u>事業用家屋を新設し、又は増設した法人に対する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じ</u></p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定に基づき、<u>事業税の不均一の課税の措置及び不動産取得税の課税の免除の措置を講ずることにより</u>、新潟県における産業の立地を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p><b>第2条</b> （略）</p>

て得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。

(1) 増加雇用者数が10人未満となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内

(2) 増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から6年以内

(事業税の不均一課税)

**第3条** 知事は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

(1) 事業用家屋を新設し、又は増設した個人 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間内の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）

ア 増加雇用者数が10人未満となる事業用家屋を新設し、又は増設した場合 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する年以後3年以内

イ 増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋

(事業税の不均一課税)

**第3条** 知事は、産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋（前条第1項の規定による指定の日以後に新設又は増設の着手をしたもので、当該家屋その他規則で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇入れられる者を除く。）であって規則で定めるものの数（以下この条において「増加雇用者数」という。）が3人以上となるもののうち規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。）を新設し、又は増設した個人にあつては事業用家屋を事業の用に供した日の属する年以後3年以内（増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した個人にあつては、6年以内）の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）、事業用家屋を新設し、又は増設した法人にあつては事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内（増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人にあつては、6年以内）に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

を新設し、又は増設した場合 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する年以後6年以内

(2) 事業用家屋を新設し、又は増設した法人 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額 (県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)

ア 増加雇用者数が10人未満となる事業用家屋を新設し、又は増設した場合 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内

イ 増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した場合 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から6年以内

(対象事業)

**第5条** 前3条の規定は、産業立地促進地域内において行う事業が次に掲げる事業である場合に限り、適用する。

(1) (略)

(2) 漁業 (規則で定める水産動植物の養殖業に限る。)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(申告又は申請)

**第6条** 第2条の2の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申告し、又は申請しなければならない。

附 則

1 (略)

(この条例の失効)

2 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

(この条例の失効に伴う経過措置)

3 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地 (平成30年3月31日以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地を除く。)において、平成34年3月31日までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、平成35年3月31日までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合であつて

(対象事業)

**第5条** 前2条の規定は、産業立地促進地域内において行う事業が次に掲げる事業である場合に限り、適用する。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(申請又は申告)

**第6条** 第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請し、又は申告しなければならない。

附 則

1 (略)

(この条例の失効)

2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(この条例の失効に伴う経過措置)

3 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地 (平成27年3月31日以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地を除く。)において、平成31年3月31日までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、平成32年3月31日までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合であつて

は、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税並びに当該事業用家屋及び当該事業用地の取得に対して課する不動産取得税については、第2条の2から第9条までの規定は、なおその効力を有する。

- 4 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地(平成30年3月31日以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地に限る。)において、この条例の失効の際現に事業用家屋の新設又は増設の着手があり、平成35年3月31日までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税及び当該事業用家屋の取得に対して課する不動産取得税については、第2条の2から第9条までの規定は、なおその効力を有する。

は、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税並びに当該事業用家屋及び当該事業用地の取得に対して課する不動産取得税については、第3条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。

- 4 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地(平成27年3月31日以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地に限る。)において、この条例の失効の際現に事業用家屋の新設又は増設の着手があり、平成32年3月31日までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税及び当該事業用家屋の取得に対して課する不動産取得税については、第3条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正、附則第3項の改正(「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「平成31年3月31日」を「平成34年3月31日」に、「平成32年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める部分に限る。)及び附則第4項の改正(「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「平成32年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新設され、又は増設される事業用家屋及び施行日以後に取得される事業用地について適用し、施行日前に新設され、又は増設された事業用家屋及び施行日前に取得された事業用地については、なお従前の例による。

(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正)

- 3 法人の県民税の特例に関する条例(昭和50年新潟県条例第29号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b> 1～7 (略)</p>	<p><b>附 則</b> 1～7 (略) <u>(産業立地促進地域内において事業用家屋を事業の用に供した法人等に対する不均一課税)</u> 8 知事は、県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号。以下「産業立地促進条例」という。)第2条第1項に規定する産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋(平成24年8月1日から平成29年3月31日までの間に新設又は増設に着手し、平成29年3月31日までの間に開始する最終の事業年度又は連結事業年度の末日までに当該事業の用に供したもので、当該家屋その他新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則(平</p>

成15年新潟県規則第43号。以下「産業立地促進条例施行規則」という。)で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者(日々雇入れられる者を除く。)であつて産業立地促進条例施行規則で定めるものの数(以下「増加雇用者数」という。)が3人以上となるもののうち産業立地促進条例施行規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。)を新設し、又は増設したものに対する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額を、第2条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に4分の0.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とすることができる。

(1) 増加雇用者数が10人未満となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内(当該期間の末日が平成29年3月31日後である場合には、同日の属する事業年度又は連結事業年度の末日まで)

(2) 増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から6年以内(当該期間の末日が平成29年3月31日後である場合には、同日の属する事業年度又は連結事業年度の末日まで)

9 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、平成27年4月1日から平成29年3月31日までに事業用地(産業立地促進条例第4条に規定する事業用地をいう。)を取得し、又は借り受けていたものについては、前項の規定中「平成24年8月1日から平成29年3月31日まで」とあるのは、「平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する最終の事業年度又は連結事業年度の末日まで」と読み替えて、同項の規定を適用する。

10 前2項の規定は、産業立地促進条例第5条に掲げる事業である場合に限り、適用する。

11 第8項又は第9項の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人は、規則で定めるところにより、知事に申告しなければならない。

12 知事は、第8項又は第9項の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受ける法人に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 改正後の法人の県民税の特例に関する条例の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される事業用家屋について適用し、施行日前に新設され、又は増設された事業用家屋については、なお従前の例による。ただし、前項の規定による改正前の法人の県民税の特例に関する条例(以下「旧特例条例」という。)附則第9項の規定

は、適用しない。

- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧特例条例附則第8項の適用については、同項中「平成29年3月31日までの間に開始する」とあるのは「平成34年3月31日までの間に開始する」と、「4分の0.4」とあるのは「4分の0.4（平成31年10月1日以後に開始する事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額にあつては、1.8分の0.4）」と、「平成29年3月31日後」とあるのは「平成34年3月31日後」とする。